

会 議 録

会議の名称	令和6年度 本庄市情報公開審議会
開催日時	令和6年8月8日(木) 午前・ 午後 2時00分から 午前・ 午後 2時50分まで
開催場所	本庄市役所5階 502会議室
出席者	(委員) 門倉 道雄委員、巴 高志委員、青木 貴子委員、久保田 俊雄委員、 明堂 純子委員、立川 晋朗委員、保岡 哲也委員 (事務局) 駒澤総務部長、三森行政管理課長、薄根行政管理課長補佐、村松主任
欠席者	
議題 (次第)	(1) 会長及び副会長の選任 (2) 審議会の公開について (3) 令和5年度 情報公開・個人情報保護制度の実施状況(報告) (4) 情報公開請求及び個人情報開示請求の電子申請について (5) 建設工事の金額入設計書等の情報提供について (6) その他
配付資料	1. 次第 2. 資料1 令和5年度 情報公開・個人情報保護制度の実施状況 3. 資料2 令和5年度 情報公開 公開内容 4. 資料3 電子申請イメージ図 5. 資料4 情報公開／情報提供イメージ図 6. 本庄市情報公開審議会委員名簿
その他特記事項	
主管課	総務部行政管理課

会 議 の 経 過	
発 言 者	発言内容・決定事項等
事務局 (三森課長)	それでは、皆様お揃いになりましたので、ただ今より、本庄市情報公開審議会を開催させていただきます。 本日は、公私ともに忙しいところ、御出席をいただきましてありがとうございます。 本日、進行を務めさせていただきます、行政管理課長の三森と申します。よろしくお願いいたします。 初めに、吉田市長より委嘱状の交付を行います。 市長、よろしくお願いいたします。
	(市長より各委員へ委嘱状の交付)
事務局 (三森課長)	続きまして、吉田市長より御挨拶を申し上げます。
本庄市長	大変お暑い中、方には市役所の５階のこの部屋まで御足労いただきまして、ありがとうございます。 情報公開審議会の開催にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。 公私ともに大変お忙しい中、御参集いただきありがとうございます。 併せまして、日ごろより、本庄市の情報公開制度の運用に関しまして御理解、御尽力等賜りまして、ありがとうございます。この度の当審議会委員の就任につきまして、皆様方にお引受けいただきまして、重ねて御礼申し上げます。 本市の情報公開制度でございますが、合併前の旧市町の時代に発足をいたしまして、合併後も、市民の皆様方の知る権利を保障し、市の説明責任を明らかにしていくために、利用しやすい制度運営を心がけ推進をしておるところでございます。 さて、合併後１８年間の情報公開条例に基づく申請にかかる決定件数が１，８４８件ございまして、年平均ですと約１０２件となっております。ここ３年の合計が２４３件で、年平均でみますと減少傾向にはなっておりますが、多様化・複雑化した請求内容も増えておる状況でございます。 また、参考といたしまして個人情報保護制度、これにつきましては、個人の権利利益を保護することを目的として、やはり合併前の市町の時代にスタートいたしましたが、合併後１８年間で、個人情報保護条例又は個人情報の保護に関する法律に基づく申請にかかる決定件数が２７６件となっております。年平均では約１５件ですが、ここ３年の合計は７０件となっておりますので、これは増加傾向にある訳でございます。

	この個人情報保護制度につきましては、令和5年4月1日から、地方公共団体においても「個人情報の保護に関する法律」が適用されまして、従来、国の行政機関・独立行政法人等、民間事業者、及び地方公共団体について、別々に規定されていたものが、改正法により統合されまして、全国的な共通ルールが適用されているところでございます。 また、この改正法で、法の規律を適用して、法令・制度全体の解釈、これを個人情報保護委員会が一元的に担う仕組みが確立されたところでございまして、当審議会におきましても、個別の事案の法に照らした適否の判断、これについては諮問が行えないなど、役割が大きく変わっているところでございます。 そうした流れを受けまして、審議会名を「本庄市情報公開審議会」と、このように改めさせていただきました。個人情報の開示請求等の実施状況などから、個人情報を適切に管理し、保護を講じていくという必要性、これは制度的な担保をするという面においては、本質的な役割が変わるものではないと考えておりますので、委員の皆様方には御理解を引き続きお願いいたします。 引き続きまして、皆様方の様々な知見に基づいて、市の情報公開制度、個人情報保護制度等に関して意見を賜りたいと考えております。 また、市といたしましても、より公正で公平な制度運営が求められておりますことから、研修等を通じまして、対応する職員一人ひとりの意識と知識の向上に努め、より正確な運用を心がけて参る所存でございます。 本日は、委嘱後、最初の審議会でございますので、まず、会長、副会長の選出を行い、その後、情報公開、個人情報保護制度の現状の報告、また、新たな取組についての報告をさせていただくことになっております。 今後、委員の皆様方におかれましては、情報公開、個人情報保護の両制度を適正に運用していくために、更なる御指導と御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願いいたします。 以上を持ちまして、私からの御挨拶とさせていただきます。今後ともよろしくお願いいたします。
事務局 (三森課長)	ありがとうございました。 続きまして、本日、御出席をいただいております委員の皆様、自己紹介をお願いしたいと思います。所属とお名前のみで結構でございますので、名簿順に、門倉委員からお願いいたします。
門倉委員	本庄市市議会議員の門倉道雄と申します。よろしくお願いいたします。
巴委員	皆様、こんにちは。門倉君と同様、本庄市議会議員の方から代表で来ております、巴高志でございます。よろしくお願いいたします。
青木委員	関東信越税理士会本庄支部の税理士の青木貴子と申します。よろしくお願いいたします。

久保田委員	自治会連合会の方から来ています、新田原自治会長の久保田です。よろしくお願いします。
明堂委員	サラ本庄、旧本庄市婦人会と言った方が分かりがいいと思いますが、会長の明堂純子と申します。よろしくお願いします。 それと、私はこの情報公開の委員を長く委嘱されておりますが、やはりこれは制度としてなければならない。ところが自分のこととしてはそれほど、当時者になった方はすごく身近ですが、全体としては、それほど近くはない。しかし、この制度があるということは、何かの時にはとても役に立つというか。少し長くなってしまって申し訳ありませんが、私が市議会議員であった時に、ちょうどこの情報公開条例が本庄市でもやりましたというところになった時、いろいろな経緯があったことをなんとなく今思い出しますが、この制度は本当に生かされねばならない。そういう意味ではとても有意義なものであると認識しております。 長くなりまして、失礼いたしました。
立川委員	児玉青年会議所より参りました、立川晋朗です。よろしくお願いします。
保岡委員	熊谷市内で弁護士をしております、保岡哲也と申します。よろしくお願いします。
事務局 (三森課長)	委員の皆様、ありがとうございました。 続きまして、事務局につきましても、総務部長より順に自己紹介をさせていただきますと思います。
駒澤総務部長	総務部長の駒澤と申します。よろしくお願いいたします。
三森行政管理課長	行政管理課長の三森と申します。よろしくお願いいたします。
薄根課長補佐	行政管理課の薄根と申します。よろしくお願いいたします。
村松主任	同じく行政管理課の村松と申します。よろしくお願いいたします。
事務局 (三森課長)	続きまして、会議の成立について御報告いたします。 以降、着座にて進めさせていただきます。本審議会委員の過半数の出席が必要となっておりますが、ただ今の出席は7名中7名でございます。よって定足数に達しておりますことを御報告いたします。 次に、会議録につきまして、全文筆記の形で作成し、後ほどお諮りいたしますが、公開について皆様からの異議がないようでしたら、市のホームページで公開する予定となっております。正確性を期すために録音させていただきますので、御了承のほどお願い申し上げます。 また、傍聴希望者はおりませんでしたので、御報告いたします。 最後に、本日の資料の確認をさせていただきます。資料は、お手元に配付させていただいております、 ・次第 ・資料1 令和5年度 情報公開・個人情報保護制度の実施状況

	・資料2 令和5年度 情報公開 公開内容 ・資料3 電子申請イメージ図 ・資料4 情報公開／情報提供イメージ図 ・本庄市情報公開審議会委員名簿 以上の6種類となっております。 不足等がございましたら、お申し付けください。よろしいでしょうか。
事務局 (三森課長)	それでは、これより議事に入らせていただきます。まず、会長及び副会長の選任についてですが、会長選出にあたりまして本庄市情報公開審議会条例第5条について御説明させていただきます。 「第5条第1項 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。」となっております。 会長の職務といたしましては、「審議会を代表し会務を総理する」とともに「会議の議長となる」ということでございます。また、副会長の職務といたしましては、「会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する」となっておりますことを御理解いただき、吉田市長を座長として、会長の選出を進めさせていただきたいと思っております。 吉田市長、よろしくお願いいたします。
座長 (吉田市長)	それでは、会長が選出されるまで、私が座長ということで皆様方にお諮りをしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 第5条第1項の規定に基づき、会長、副会長につきましては、委員の互選により定めることとなっております。 会長の互選でございますが、皆様の中で自薦、他薦など御意見がありましたら承りたいと存じますが、いかがでしょうか。 なければ、事務局の方で提案はありますでしょうか。
事務局 (三森課長)	事務局から御提案いたします。事務局といたしましては、会長につきましては市議会議員でいらっしゃる巴委員にお願いしたいと考えております。以上でございます。
座長 (吉田市長)	ただいま事務局の方から市議会議員選出の巴委員に会長をとということで提案がございましたが、皆様方、よろしければ拍手をもって御賛同ください。 (拍手あり) ありがとうございます。 それでは、会長には巴委員に就任していただくことになりましたので、会長席へお移りいただきまして、御挨拶を頂戴したいと思います。 私はこれで座長を降ろさせていただきまして、以降は会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
巴会長	それでは改めまして、皆様こんにちは。ただいま会長に選出されました

	本庄市議会議員の巴でございます。私も何年かこの情報公開には携わっておりまして、難しい問題も含めていろいろ審議してまいりました。 今回、今の時代に合った審議会をつくるため、そしてまた、条例をつくるためにいろんな形で御対応していただいている事務局を含めて新しいこの時代に合った情報公開についての審議を皆様からいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。
事務局 (三森課長)	ありがとうございました。 ではここから、会長に議事の進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。
巴会長	続きまして、副会長の互選でございますが、委員の皆様方から自薦、他薦など御意見がありましたら承りたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。
明堂委員	事務局の方からあるのではないのでしょうか。
巴会長	はい、では事務局の方でよろしいですか。では、事務局の方で何か案がありましたらお願いいたします。
事務局 (三森課長)	事務局から御提案いたします。事務局といたしましては、副会長につきまして、本庄市の顧問弁護士であります保岡委員にお願いしたいと考えております。以上でございます。
巴会長	ただいま、事務局の方から、保岡委員の推薦が出ましたが、皆様、それでよろしいでしょうか。よろしければ御賛同で拍手をお願いします。 (拍手あり) ありがとうございます。 それでは保岡委員、こちらの副会長席の方へ。よろしくお願いいたします。
保岡副会長	たった今、副会長ということでお話いただきました保岡と申します。先ほど申し上げたとおり、熊谷市内で弁護士事務所を営んでおり、本庄市の顧問弁護士も仰せつかっております。審議会の件でいろいろあると思いますが、一生懸命やりますので、よろしくお願いいたします。
巴会長	保岡副会長、ありがとうございました。 なお、会議の途中ではございますけれども、市長におかれましては公務がありますので、ここで退席いたします。 (市長退席) では、引き続き、議事を進行いたします。 審議会の公開についてお諮りいたします。 つきましては、事務局から説明をお願いします。
事務局 (三森課長)	当審議会の行う調査審議の手続は、出席委員の過半数で非公開を議決したときを除き、公開することとなっております。 本日の案件につきましては特に非公開にすべき事項はございません。
巴会長	委員の皆様、公開に異議はございませんでしょうか。

	(委員全員「異議なし」) それでは、異議がないようですので、本日の審議会は公開することといたしました。
巴会長	次に、本日、この審議会へ報告事項が3点ございます。 議事3として、令和5年度 情報公開・個人情報保護制度の実施状況について 議事4として、情報公開請求及び個人情報開示請求の電子申請について 議事5として、建設工事の金額入設計書等の情報提供について 以上3点について、事務局から順次説明をお願いいたします。 なお、質疑につきましては、議事ごとに行いますので、よろしくお願いいたします。
事務局 (村松主任)	それでは、議事の3つ目になりますが、事前資料として開催通知と一緒に送付いたしました資料1「令和5年度 情報公開制度の実施状況・個人情報保護制度の実施状況」によりまして御報告させていただきます。このまま着座にて失礼いたします。資料を御確認いただくか、冒頭にも確認させていただきましたが、資料1、2がない方は挙手をお願いいたします。 それではまず、情報公開制度の実施状況から御説明させていただきます。資料1の1ページの上段、受付件数欄の左側にございます「請求」欄を御覧ください。 令和5年度中、市長をはじめ、すべての実施機関に対して合計58件の情報公開請求がございました。こちらの件数については、1件の請求に対して複数課が情報担当課となった場合でも、同一実施機関ごとに1件として計上しております。令和4年度は59件の請求でしたので、横ばいとなっております。 公開請求に対する決定内容等といたしましては、全部公開が35件、部分公開が37件、非公開が0件、不存在が6件、存否応答拒否が0件、取下げが3件、合計81件となっております。 なお、1件の請求で複数の公文書を対象として異なる決定が行われたものがあるため、決定内容等の件数が請求受付件数よりも多くなっております。 続きまして、請求欄の右側にございます「申出」について御説明いたします。この申出という手続きでございますが、情報公開請求により、すでに公開決定等された公文書の公開と、合併前の旧本市及び旧児玉町から継承された公文書の公開が対象となるものでございます。これらにつきましては、情報公開請求ではなく申出という形で公開する制度でございます。令和5年度は1件ございました。こちらの内容としては、すでに公開決定等された公文書の公開をした件数でございます。

	2 ページに移りまして、1 番の情報公開内容の種類別件数についてでございますが、各種契約書に関する文書の公開件数が多くございました。こちらの内容については、各種保険の契約内容（保険証券等）を含む件数となっておりますが、公開された件数のうち、約4割が各種契約書に関する文書の公開となっております。 2 番の部分公開、非公開理由の内訳件数でございますが、例年どおり、個人に関する情報、法人等に関する情報が多くございました。情報公開請求に対する非公開理由については、個人に関する情報と法人等に関する情報が多い傾向が続いております。 3 番の審査請求の状況ですが、令和5年度に情報公開請求の決定に対する審査請求はございませんでした。 次に個人情報保護制度の実施状況でございます。1 ページにお戻りいただきまして、1 ページの下段でございます。 令和5年度中、合計16件の請求がございました。決定内容等といたしましては、全部開示が3件、部分開示が12件、不開示が0件、不存在が0件、存否応答拒否が0件、取下げが1件、合計16件となっております。 なお、個人情報の訂正、削除及び利用・提供の停止に関する請求はございませんでした。 こちらの個人情報保護制度の実施状況については、令和4年度分まで実施機関に含まれていた「議会」が除かれております。その理由につきましては、令和5年4月1日に施行された「個人情報の保護に関する法律」の適用外となり、「本庄市議会の個人情報の保護に関する条例」が適用されたことによります。 議会事務局に確認したところ、令和5年度中の開示請求はなかったとの報告を受けております。 なお、例年10月の広報ほんじょうへ、資料1の1ページ目にあたる、各制度の実施状況の部分を掲載しております。法の適用の有無の違いもありますが、紙面の限られたスペースを鑑みて、これまでどおり議会分を含める形で掲載をしていきたいと考えております。 3 ページに移りまして、4 番の「個人情報開示内容の種類別件数について」でございますが、身体障害や精神障害の診断書・意見書の件数が多くございました。開示された件数のうち、約7割が身体障害や精神障害の診断書・意見書の開示となっております。 5 番の部分開示、不開示理由の内訳件数でございますが、開示請求者以外の個人に関する情報が一番多くなっております。個人情報開示請求に対する不開示理由については、個人に関する情報が一番多い実施状況の結果が続いております。これは、診断書・意見書の開示が多くある中で、診断書等に含まれる「医師の印影」が当該不開示理由に該当することか
--	---

	ら、必然的に件数が多くなっているものです。 6番の「審査請求の状況」ですが、令和5年度に保有個人情報開示請求の決定に対する審査請求はありませんでした。 4ページに移りまして、7番の情報公開・個人情報保護審議会の開催状況でございますが、令和5年度中に1回開催しております。欄外にもありますが、この年の4月1日より「情報公開・個人情報保護審議会」から「情報公開審議会」に名称が変更されました。吉田市長のあいさつにもありましたとおり、令和5年4月1日から、地方公共団体においても「個人情報の保護に関する法律」が適用され、従来、国の行政機関・独立行政法人等、民間事業者、及び地方公共団体について、別々に規定されていたものが、改正法により統合され、全国的な共通ルールが適用され、法令・制度全体の解釈を個人情報保護委員会が一元的に担う仕組みが確立されたところに起因するものです。内容につきましては4ページの会議内容のとおりでございます。 8番の行政不服審査会の開催状況でございますが、情報公開及び個人情報開示の決定に関する諮問はありませんでした。 なお、資料2「令和5年度 情報公開 公開内容」につきましては、令和5年度に行いました全部公開及び部分公開の決定により公開された公開済みの公文書一覧でございます。 令和5年度の情報公開・個人情報保護制度の実施状況についての報告は以上でございます。
巴会長	ただいまの事務局からの報告に対して、皆様から何か御質問がございましたら、挙手をお願いいたします。いかがですか。 (意見なし) よろしいでしょうか。特にないようでしたら、次の報告に移ります。事務局から、説明をお願いします。
事務局 (薄根補佐)	それでは、議事の4つ目になりますが、本日お配りいたしました資料3「電子申請イメージ図」によりまして御報告させていただきます。 まず、電子申請の導入に関する検討を始めた理由ですが、情報公開の請求の手段を広げ、多くの市民の方等に情報公開制度を利用いただくこと、また、市としてデジタル化の推進を進めているという状況の中で、情報公開及び個人情報開示請求について、電子申請を取り入れていく検討を始めました。 本市の電子申請の現状について御説明いたします。本市では住民サービスの向上と業務効率化を目的として、電子申請システムを活用しています。その活用例ですが、身近なところで言いますと、住民票の写しや戸籍関係証明書の交付申請、新型コロナワクチン接種券発行申請など、令和6年4月1日現在で、14の課等で107種類の電子申請の受付を実施

	しています。詳しくはホームページを御覧いただければ、各課でどんな申請を受け付けているか掲載されております。 次に、資料3を御覧ください。これは、本人確認が必要な電子申請の一般的なイメージになります。電子申請は、パソコン又はスマートフォンで本庄市のホームページ内にあるオンライン窓口から必要な手続を選択し、必要事項を入力することにより、担当課で受け付け、市役所への来庁や郵送に係る時間、郵送料の削減等のメリットがあります。 本人確認方法についてですが、情報公開請求については、誰でも請求できることから、本人確認は不要です。個人情報開示請求については、本人確認が必要となります。本人確認方法は、資料3の①にあるようにマイナンバーカードを使った公的個人認証を行うことにより、安全に情報を取扱うことが可能です。 現在、他市の電子申請やホームページ等を参考にしながら、10月の開始を目標に準備を進めているところでございます。今年度につきましては、電子申請で請求ができるように整備し、順次、電子メールや電子申請システム上での交付、手数料や郵送料の電子決済での徴収などについても検討し、進めて行きたいと考えています。 以上で説明を終わります。
巴会長	御苦勞様です。ただいまの事務局からの議事4の報告に対して、何か御質問はございますか。 (意見なし) 大丈夫でしょうか。特にないようでしたら、次の報告に移ります。事務局から、説明をお願いいたします。
事務局 (薄根補佐)	それでは、議事の5つ目になりますが、本日お配りいたしました資料4「公文書情報公開イメージ図と裏面の金入設計書等情報提供イメージ図」によりまして御報告させていただきます。 現在、建設工事等に関する金額入設計書については、情報公開請求により実施しています。これは、先ほど議事の3で報告させていただいた、資料1の2ページの1、情報公開内容の種類別件数のうち②にある工事設計書に関する文書のことで、この設計書については、基本的には全部公開です。そこで、この設計書に関しては、情報公開制度ではなく、情報提供制度により実施しようと考えています。 まず、建設工事の金額入設計書とはどういうものなのか、御説明いたします。 工事担当課が工事等に関する入札をする際、工事予定価格を算出する設計書のことで、単価等の金額が記載されたものになります。設計書については、入札告示の時点では、金額が記載されていないものを公表しており、入札後、契約が締結され、公表が可能となった時期に、市民や業者が

らの情報公開請求により、公開されるものです。

情報提供のメリットですが、まず第一に市民等へのサービスの向上です。情報提供の申出を受け付け、電子メールでの交付やセキュア交換サービスを利用し、インターネット上で閲覧を可能にすることにより、交付にかかる実費負担や来庁のための時間的負担の軽減を図ることができます。

また、情報公開制度では公開・非公開決定の確認のために時間を要していましたが、情報提供制度では、全部公開のものに限るものであるため、公開・非公開の判断が不要となり、提供までの時間が短くなると想定しています。

資料4の、情報公開イメージ図をご覧ください。従来の情報公開請求による金額入設計書等の情報公開の手順になります。

まず、①請求者から情報公開の請求書が行政管理課又は支所総務課へ提出されます。その後、右下の②工事担当課へ請求書を転送し、公開用の資料の準備、公開等の決定についての起案・決裁が終わりましたら、③公開する紙又はデータを行政管理課に提出し、④行政管理課から請求者へ郵送又は窓口で交付又は閲覧という流れになります。

このほかに、窓口での交付・閲覧の場合は、工事担当課が請求者との日程調整を行います。

郵送での交付の場合は、④のところの請求者から行政管理課文書係へ向かう黄色の矢印の部分ですが、行政管理課で実費手数料や返信用切手などを請求者から送っていただくなどの手続があります。

次に裏面の金入設計書等情報提供イメージ図をご覧ください。こちらでも、まずは①情報提供の申出書が行政管理課に提出されます。その後、②申出書を工事担当課へ転送します。

ここからは情報公開と手順が変わりますが、工事担当課が設計書等の準備ができ次第、③情報提供の申出者に電子メール又はセキュア交換ファイルで設計書又は閲覧用のURLを送付する流れになります。

次に、県内他市の実施状況ですが、令和5年12月末現在の調査では、回答があった38市のうち実施済14市、検討中7市と、およそ半分の市で実施済又は検討中という状況です。

情報提供制度については、実際に事務をする工事担当課との調整が必要であり、令和5年度に2回、担当者会議を開催し、情報提供制度の実施について出された調整事項について話し合い、実施することとなりました。

また、今後、要綱の整備が必要になります。システムの作成やホームページの整備等を順に進めて行き、来年1月の開始を目標に準備を進めています。

	以上で説明を終わります。
巴会長	それでは、ただいまの議事５の事務局からの報告に対しまして、何か皆様から御質問はありますか。
明堂委員	入札の関係の話で、私たち手続は素人でよく分かっていないところがありますが、金額入設計書等ということで、今までは金額が入っていない設計書が業者さんに渡っていたということですか。 金額入りという意味が、どの金額が、どういう段階で、公開、提供されるのか、詳しく説明していただければありがたいです。
事務局 (薄根補佐)	設計書については、入札の時には業者さんの方には金額が入っていない工事等に関する設計書が渡ります。その後、契約等が終わりまして、主に業者さんからの情報公開請求によって、金額入りのものが公開されているという状況です。
明堂委員	それについてお伺いしたいのですが、金額入りは情報公開請求しないと、各業者さんに今までいかなかったということで、それを皆さん請求してくるから最初からオープンに、こういう基準で考えていますよということを最初から全部公開して、そういうことでしょうか。
事務局 (薄根補佐)	やることとしては情報公開と同じといえますか、申出をいただいて業者さんに提供するのですが、手続が情報公開と違って、全部公開のものに限っていますので、時間的な短縮が見込めるということで、申出をいただいたら担当課が直接公開、非公開の審査等なく、提供できるということです。
明堂委員	では、一つ手続を省きましょうというふうに思ってよろしいのでしょうか。皆さんこの額を入手しないと競争にならないので出してくるから、最初からこれをオープンで出してしまっ、その中で、分かっている中で競争をしてくださいということですか。
事務局 (薄根補佐)	そういうことではありません。請求してくる業者さんについては、請求についての理由までは求めていませんが、おそらく今後の工事等の設計の学習のためといえますか、参考のために請求されているものですので、契約が終わったものについてのみ公開になります。
明堂委員	入札段階では公開はもちろんしないということですね。分かりました。
巴会長	よろしいですか。それでは、他に何か御質問ありますか。
門倉委員	このシステムが回り始めると、時間短縮であったり、書類の入力であったり、そもそも出来ているわけだから早くなるわけですし、お金の決済に関してもカードか何かでやるのでしょうか。
事務局 (薄根補佐)	はい。
門倉委員	そうすると、要は今まで市役所まで来て、請求書類を出して、時間を待って、出来上がりました、お金払いますという手続をしますので、手数料

	に関しても安くなるのでしょうか。そのあたりを教えてください。
事務局 (薄根補佐)	手数料は安くなるというわけではありませんが、電子メールやセキュア交換ファイルと言われるインターネット上で閲覧できるような仕組みになりますので、紙でのやり取りがなくなるので、その点では1枚いくらかという手数料はかからなくなります。 また、郵送もなくなりますので、切手代の方もなくなります。
巴会長	よろしいですか。他に何か御質問ございますか。 特にないようでしたら、これをもちまして本日の議事を終了いたします。議事進行につきましては、皆様の御協力をいただきまして、誠に感謝申し上げます。本日の議長の任をこれで降ろさせていただきます。ありがとうございました。
事務局 (三森課長)	委員の皆様、熱心に御審議いただき、ありがとうございました。 また、議長を務めていただきました巴会長には、心より感謝申し上げます。ありがとうございました。 なお、現時点において審議会への諮問案件、報告事項はございませんが、次回、開催する際には、開催の御連絡を開催日の概ね1か月前に行いますので、よろしくお願いいたします。 それでは、閉会にあたりまして、保岡副会長から御挨拶を頂戴したいと思います。保岡副会長、お願いいたします。
保岡副会長	今日は暑い中、お集りいただきありがとうございました。以上をもちまして、本庄市情報公開審議会を閉会いたします。今後とも御協力をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

令和 6 年 9 月 4 日

本庄市情報公開審議会 会長

巴 高 志